

遺失業務における電子申請が可能な手続は以下のとおりです。

法令	条項	申請等の内容
遺失物法施行規則 (平成十九年国家 公安委員会規則第 六号)	第二十六条	施設占有者による提出書 の提出
	第二十八条第二項及び 第三項（第一号イ及び 第二号イを除く。）	指定を受けようとする施 設占有者による申請書及 び添付書類の提出
	第三十一条第一項	保管物件届出書の提出
	第三十二条	物件売却届出書の提出
	第三十三条第一項	物件処分届出書の提出
	第四十一条	電磁的記録媒体提出票の 提出